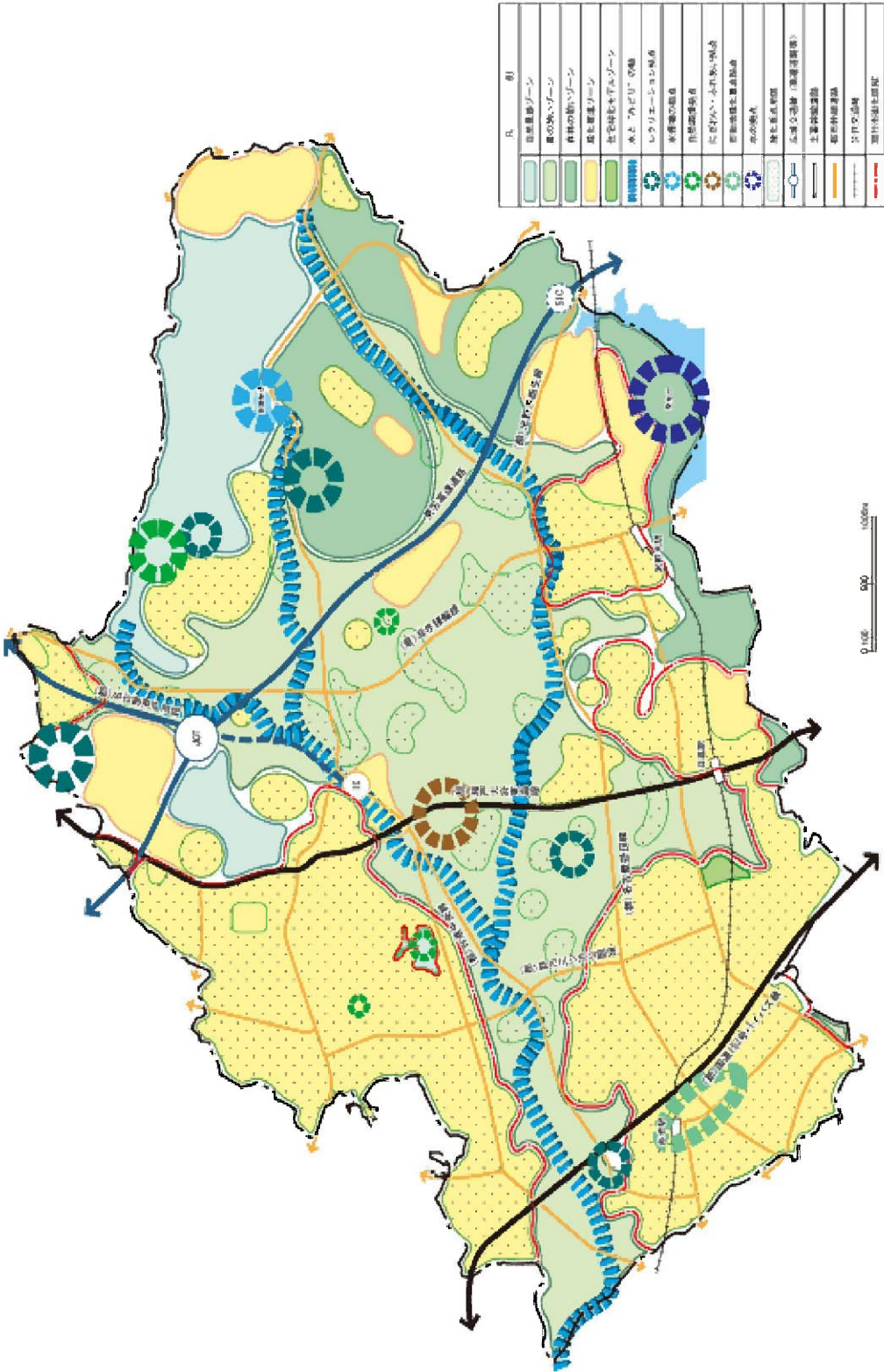
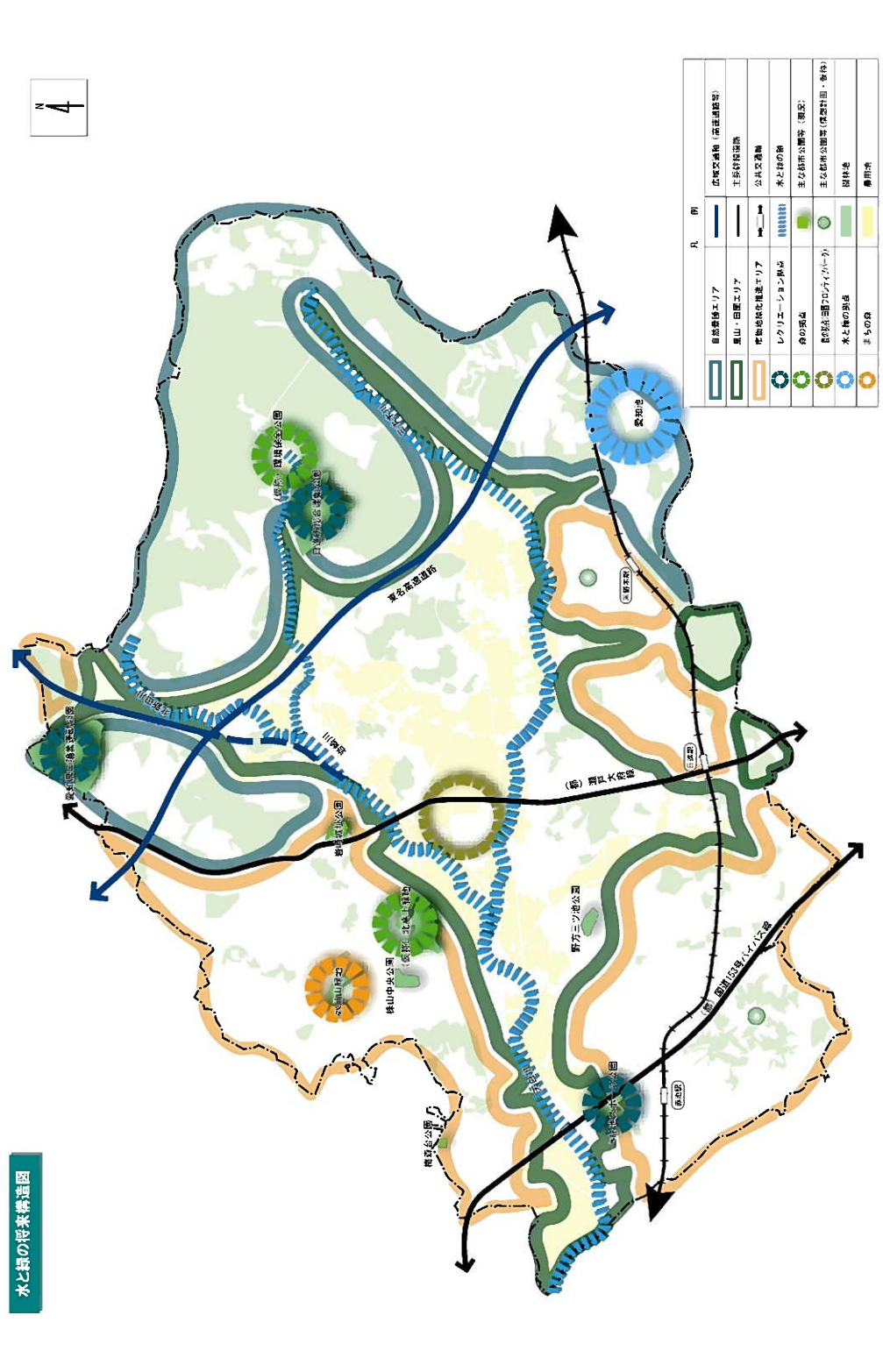


第3章 1. 計画の基本理念 及び 2. 緑の将来像 新旧対応表

新		旧		意見
ページ	内容	ページ	内容	
基本理念				
42	（基本理念） みんなでつくろう 後世まで良質な緑で豊かさを感じられるまち にっしん	38	（基本テーマ） 水と緑を巡りながら、人と人との交流も育まれる “水と緑が織り成すふるさと日進”	
将来像				
43	緑のゾーニング ■自然景勝ゾーン 本市の代表的な自然環境である東部丘陵地や御嶽山など、主に市北東部に形成された森林で、自然生態を保全し、後世に残していくゾーンであり、日進市都市マスタープランの「森林保全ゾーン」の実現の一助となるゾーン。 ■農の憩いゾーン 天白川、岩崎川沿いに広がる一段の農地で、農作物の栽培、生息する生物の生育などにより四季を感じ、農のある景観が市民に憩いを与えるゾーンであり、日進市都市マスタープランの「農地・農業振興ゾーン」の実現の一助となるゾーン。 ■森林の憩いゾーン 三本木地区や本市南部に広がる森林で、木々が織りなす変化や生息する生物生育などにより四季を感じ、森林のある景観が市民に憩いを与えるゾーンであり、日進市都市マスタープランの「森林活用ゾーン」の実現の一助となるゾーン。 ■緑化推進ゾーン 緑による豊かさが感じられるゾーンであり、日進市都市マスタープランの「既成市街地ゾーン」、「計画的市街地ゾーン」、「低・未利用地ゾーン」、「住宅団地ゾーン」の実現の一助となるゾーン。 ■住宅緑化モデルゾーン 土地区画整理事業が進められている日進駅西地区で、民有地に緑を創出させ、市民により緑あふれるまちづくりを進めていくゾーンであり、日進市都市マスタープランの「住宅緑化モデルゾーン」の実現の一助となるゾーン。	47	3つのエリア ■自然景勝エリア 本市の代表的な自然環境である東部丘陵や御嶽山等、主に市域東部、北部に形成された緑地エリアであり、豊富な緑地量と良好な自然生態を保全し、後世に残していくエリア。 ■里山・田園エリア 水と緑と人が深く係わりながら残されてきた伝統的・文化的意義を持つ田園地域。天白川、岩崎川等の水環境に恵まれ、多様な自然環境の姿や里山の姿を後世に継承するために、残された緑を守り、修復していくエリア。 ■市街地緑化推進エリア 生活の豊かさと快適さを向上させる緑豊かな市街地形成を図るエリア。	
44	水とみどりの軸 人や多くの動植物が共生し、本市の自然環境の骨格を形成する空間であり、安全安心に散策する中で自然に触れ合える環境軸。	47	水と緑の軸 人や多くの動植物が共生し、本市の自然環境の骨格を形成する空間であり、安心安全に散策する中で自然に触れ合える環境軸。	

新		旧		意見
ページ	内容	ページ	内容	
将来像				
44	緑の拠点 ●レクリエーション拠点 市の管理施設である日進市総合運動公園、上納池スポーツ公園、日進市スポーツセンター及び東部丘陵西部地区南側をレクリエーション拠点と位置づけ、日進市総合運動公園、上納池スポーツ公園及び日進市スポーツセンターについては、現在の機能維持及び利用増進を図り、東部丘陵西部地区南側については、公園等の整備を検討することで、市民や来訪者へのレクリエーションニーズに応えられることができる拠点。 ●水環境の拠点 岩藤新池を活用し、豊かで潤いのある快適な生活環境を享受することができる拠点。 ●自然環境拠点 水晶山緑地、機織緑地、北高上緑地及び東部丘陵西部地区を自然環境拠点と位置づけ、現在の自然環境を保全しながら、市民と自然が共存する空間を創出し、自然環境の恩恵を享受することができる拠点。 ●にぎわい・ふれあい拠点 「道の駅」及び「田園フロンティアパーク本郷農園」周辺地区をにぎわい・ふれあい拠点と位置づけ、「道の駅」の開駅を契機とし、市内全域の遊休農地の解消につながる優良農地の保全と農作物の地産地消の実現、さらなる市民間の交流や機能連携を図ることにより地域振興を促進し、持続的に市民が集い、交流できる場の形成を目指すことで、にぎわい・ふれあいをもたらす拠点。 ●市街地緑化重点拠点 イングリッシュガーデン風の植栽をした市道赤池駅前線から市道赤池箕ノ手中央線の歩道植栽帯を市街地緑化の重点拠点と位置づけ、市内の歩道植栽帯の中で重点的に四季折々の草花を楽しみながら歩けることができる拠点。 ●水の拠点 （仮称）東郷スマートインターチェンジに近接し、また、愛知池を含めその周辺を水の拠点として位置づけ、水を活用した地域産業支援、市民生活支援等の地域振興を図ることで、市民生活に豊かさをもたらす拠点。	47	緑の拠点と森づくり ●レクリエーションの拠点 市民や来訪者へのレクリエーションニーズに応えることができる拠点。 ●森の拠点 環境重視型の活用を図りつつ、人が自然とふれあうことのできる拠点。 ●農の拠点（田園フロンティアパーク） 農業後継者の営農意欲の向上と新たな農業従事者の育成を図る拠点。 ●水と緑の拠点 特徴ある緑や水辺、歴史・文化を有する景勝地等、地域の個性と自然の豊かさを感じることができる「ふるさと」の拠点。 ●まちの森 市の顔となる市街地や歴史的な町並みの中で、身近に緑を実感できる地域。	
45	緑化重点地区 市街化区域及び既存住宅地の緑は、街路樹や公園の整備のみならず、民間施設の草地や植栽帯などの緑化が大きく寄与しています。民間主体の質の高い緑のオープンスペースの促進を視野に入れ、本ゾーン全域を緑化重点地区に指定します。	—	—	

新		旧		意見
ページ	内容	ページ	内容	
将来像				
46		48		

第3章 3. 緑の基本方針 新旧対応表

新		旧		意見
ページ	方針	ページ	方針	
基本方針				
49	基本方針1 “緑の保全” の方針 受け継がれる緑を後世に残すため “緑の保全” をしていきます 本市は、天白川や県土の骨格を形成する緑地である東部丘陵といった自然と大都市近郊という地理的条件から、今日まで開発と保全の調和を図りながらまちづくりを進め、その結果、自然豊かで都市機能が充実したまちとして発展してきました。 こうしたまちづくりは、本市の歴史の歩みの中にあり、市民の豊かな生活を継続していくためには、今後においてもその歩みを進めていく必要があります。 しかし、水と “みどり” といった自然は、先人から受け継がられてきた本市の財産であり、今後のまちづくりを進めていくためにも重要な役割を果たすものであることから、後世にも引き継いでいく必要があります。 したがって、保全すべき緑については、市民、緑の所有者や管理者、行政などが協働してその実践に努めていき、日進市都市マスタープランの都市づくりの基本目標「⑤環境にやさしい都市づくり」及び「⑥持続可能な都市づくり」の実現につなげていきます。	38	① 緑豊かな樹林地と希少な樹林地の保全と育成 ＜基本方針＞ 丘陵地等の樹林地は、市民とのふれあい、係わり、つながりを深められるような「里山」として位置づけ、関係諸団体と連携しながら適切な維持・管理に努め、育成する。 社寺等の樹林地については、地域の貴重な自然・景観資源として、地域が主体となった維持・管理や活用を支援していく。 希少な樹林地については、できる限り現状を維持し、今後は開発等で減失しないように、貴重な緑地および景観資源として保全を図る。また、レクリエーションや環境教育の場として活用する。 ●東部丘陵や御嶽山のまとまりのある樹林地の保全及び育成。 ●社寺林や市街地内の樹林地の保全活用。 ●樹林地を環境学習やボランティア活動の場として保全活用。	
		40	④ 歴史を継承する緑の保全と活用 ＜基本方針＞ 岩崎城址公園及び御嶽山周辺については、貴重な自然環境を適切に保全し、また、近接して存する社寺等とネットワーク化することにより、歴史と緑の共存する区域として安心して散策できる緑豊かなレクリエーション地区の形成を図る。また、市内に点在する歴史的資源についても、緑のネットワークの構成要素として活用を図る。 ●岩崎城址公園の樹林地の維持・保全。 ●御嶽山周辺の豊かな自然環境の維持・保全。 ●まとまった趣のある集落は、周辺に点在する史跡等と結び付け、散策ルートの充実。 ●歴史・文化の資源に隣接する樹林の保全活用。 ●社寺林の保全。 ●地域のシンボルである名木・古木の保全。	
49	基本方針2 “緑の活用” の方針 豊かな生活環境を高めるため “緑の活用” をしていきます 本市には多くの緑があり、緑が持つ様々な機能の恩恵を受けることで、生活環境が向上しています。 しかし、多くの緑があっても管理不全の状態が続くと、樹木の越境や雑草の繁茂など日常生活を阻害する要因となるほか、生態系が変化する可能性もあります。 また、生態系が変化すれば、その修復には、長い時間や多くの費用が掛かる可能性があります。	39	③ 広がりのある田園空間と里山景観の保全と活用 ＜基本方針＞ 天白川、岩崎川沿いに広がる優良農地の保全に努めるとともに、谷間の水田の里山空間についても地域の個性的空間として、その保全を図る。また、市民菜園としての活用や災害時の利用等、多面的な機能を生かすことができる方策を検討する。 ●美しい里山景観の回復。 ●里山的な樹林地や農地等を市民緑地や市民農園、小学生の課外授業の場（学童農園、自然学習林）等として活用。 ●農地及びため池の保全・活用するための体制づくりや交流の場の設置。	

	そのため緑を管理することは重要であり、その実践が植生や地域特性などにあわせ、緑の活用をしていくことです。そして、その緑の活用こそが緑の質を高めていくことであり、緑の保全につながってきます。 したがって、緑の活用により豊かな生活環境を高めていくためには、市民、緑の所有者や管理者、行政などが協働して適切な緑の活用をしていくことが必要であり、それにより日進市都市マスタープランの都市づくりの基本目標「⑤環境にやさしい都市づくり」及び「⑥持続可能な都市づくり」の実現につながっていきます。		●洪水調整機能を有する防災上特に重要な農地における転用・開発の抑制。 ●農地保全に向けた農業振興施策の積極的な展開。	
50	基本方針3“緑の創出”の方針 誰もが身近に感じられる質の高い“緑の創出”をしていきます 本市は、今後においても開発と保全の調和を図りながらまちづくりを進めていきます。その結果として、緑を減少させることもあることから、新たな緑を創出していくことも必要です。 緑の創出は、新たな公園や緑地といった公共施設の整備だけでなく、オープンスペースの活用や宅地の花壇やハンギングバスケットの設置、荒廃している立木竹地や草地を適切に管理するなど様々な手法があります。 特に緑化推進ゾーンや住宅緑化モデルゾーンに位置づけた地域は、他のゾーニングされた地域に比べ緑の量が少ないため、緑を創出していくことが必要です。 地域ニーズや地域バランスに応じた質の高い緑を創出していくことは、誰もが緑を身近に感じるようになる重要な取組です。しかし、それには緑を創出する土地などの所有者の協力が必要不可欠です。 したがって、緑を創出する土地などの所有者に協力いただき、市民、創出した緑の所有者や管理者、行政などが協働して緑の創出をしていくことが必要であり、それにより日進市都市マスタープランの都市づくりの基本目標「⑤環境にやさしい都市づくり」及び「⑥持続可能な都市づくり」の実現につながっていきます。	39	② 水と緑を生かした潤いある水辺環境の創造 ＜基本方針＞ 河川やため池は市民の身近な自然環境であるとともに、さまざまな動植物の生息地であるため、その貴重な水辺環境・景観の保全・活用を図る。特に天白川、岩崎川については、本市の「水と緑の環境軸」として位置付けて治水機能を維持しつつ自然環境に配慮した有効活用を図る。 ●天白川、岩崎川、愛知用水沿い、愛知池等に散策路や自然とふれあう拠点を要所に確保し、散策路のネットワークを充実。 ●さまざまな生物が生息できる多様性のある川づくりを推進。 ●川沿いの樹林地や農地の保全。 ●良好な農業用ため池の保全活用。	
		40	⑤ 憩いと快適、安全・安心な心地良い市街地の緑の形成 ＜基本方針＞ 市街地に残る竹林等を活用した緑地整備を推進するとともに、地域のニーズにあわせた公園の再整備を推進する。 また、日進市における主要な幹線道路を中心に緑化を推進するとともに、公共施設や住宅地の緑化を促進し、緑の多い市街地の形成を目指す。 ●安全で安心な市街地を形成する緑の拠点として、市街地における「まちな森」づくりを推進。 ●水辺、緑地、公共施設等を有機的につなぐ散策路ネットワークの整備と、ネットワーク沿いに、小広場（休憩スペース）・小公園を配置。 ●既存の老朽化した公園を、地域の人たちと協働による公園づくりを行い、利用を促進。 ●市街地内の農地や樹林地を活用して自然とふれあえる緑地・公園の整備を推進。 ●公共施設における緑化の推進。 ●市民や事業者と協力し、民有地の緑を増量。 ●市街地の斜面緑地や小規模な樹林地の保全。 ●街路樹等を市民と協働で適正管理。 ●新規開発される一団の住宅地等については緑地の保全及び創出。	

50	基本方針4 “緑の支援”の方針 みんなで“緑の支援”をしていきます 良質な緑を後世に残していくためには、市民、緑の所有者や管理者、行政などの協働による”緑の支援”が必要不可欠です。 そのためには、緑の恩恵を受けている者全てが“緑の支援”を行うため、“緑の保全”、“緑の活用”、“緑の創出”に参加する意識を持ち、行動していくことが必要です。 後世まで良質な緑を残していくためには、森林、農地はその所有者、公園は行政で対応するということは、財政的にも難しい状況があります。 したがって、緑の恩恵を受けている者全てが緑の担い手であるという意識を持ち、自分にできることは何があるかを考え、行動に移していくことが必要であり、その行動こそが、“緑の活用”、“緑の創出”となり、“緑の保全”につながってきます。	41	⑥ 市民・事業者等の参加と協力、連携による緑の育成 ＜基本方針＞ 緑地の保全や都市緑化の推進について、市民や事業者と協働で行うために、市民が参加しやすい体制づくり、助成、支援、情報提供、イベント開催等、普及啓発活動の充実を図る。また、子どもたちに自然の豊かさを伝えるための学習の機会を増やす。 ●市民や事業者による緑を守り育てるボランティア活動の支援。 ●緑に関する普及啓発活動の推進。 ●緑を守り育てる活動のリーダーの育成。 ●環境学習・地域学習の普及・拡大により身近な自然環境・地域資源等への関心の高揚。 ●地域で施設を管理している団体や緑の推進団体等、緑を守り育てる活動により、地域の人々の交流を深め、地域が誇れる緑を創出。	
----	--	----	---	--

第4章 2. 主な緑の取組 新旧対応表

新		旧		意見
ページ	内容	ページ	内容	
緑の取組				
58	（１）行政または民間が管理する緑 （１）－１ 共通事項 ・緑の所有者が、緑の大切さを理解し、緑の活用に対して協力をする。 ・緑の所有者が緑の支援を受けながら、緑を活用して保全を図る。 ・公共施設での緑化を緑の支援を受けながら、緑の創出を推進する。 ・緑に関する情報提供により、緑の支援や緑の活用、緑の創出を図る。 ・大学、小中学校、ＮＰＯ、企業等との連携を検討し、緑の活用や、緑の創出、緑の支援を図る。 ・緑に関する表彰制度を継続し、緑の活用や、緑の創出、緑の支援を図る。 ・適切な管理を行いながら、生物多様性に配慮した緑の活用を検討する。 ・緑の恩恵を受けている者全てが“緑の保全”、“緑の活用”、“緑の創出”に参加する意識を持ち、行動していく。 ・緑が持つ機能を最大限発揮できるようにするため、森林環境譲与税を活用した整備及びその促進を図る。	68	【緑を増やす】 （２）公共用地の緑化 ②市全域での緑化の推進 ・公共施設だけでなく、市民や事業者と協力し、民有地の緑化推進を図る。 ・一定規模以上の民有地（駐車場、工場、事業所、スーパーマーケット等）には、一定割合以上の緑化や緑地保全に関する（仮称）大規模施設に係わる緑化推進条例の制定を検討する。 ・緑化、緑地安全、助成に関する（仮称）緑化条例の策定を検討する。 ③新規開発地における緑化ルール策定の推進 ・新規開発される一団の住宅地等については、斜面樹林や外周の樹林を残すだけではなく、開発地の中にもまとまった緑地を残す工夫をするよう促す。 ・大規模な店舗や建築物を建設する際の緑化率を定めた緑化地域制度の導入を検討する。 ・建築物の壁面後退や、公開空地の確保等により、緑化の推進を促す。	
		69	（３）民有地の緑化 ②事業所による緑化推進の働きかけ ・事業所に対し、壁面緑化や駐車場緑化等の緑化を促す。	
		69	【身近な緑を皆でつくる】 （１）身近な緑づくり ①身近に感じられる緑空間の創出 ・市街地内の農地や樹林地を活用して、子どもたちが豊かな自然とふれあえる緑地・公園の整備を進める。 ②市民緑地、借地公園等の検討 ・身近にある休耕田や藪化した樹林地等を地域との協働で、市民緑地や借地公園、市民農園等として活用し、身近な緑づくりを進める。	
		71	【緑を支える】 （１）市民による緑化活動の支援 ①緑に関する助成制度の充実 ・市民や事業者による緑を守り育てるボランティア活動の助成制度を検討する。 ②緑に関する情報提供 ・緑に関する普及啓発活動を推進する。	

		・環境学習・地域学習の普及・拡大により身近な自然環境・地域資源等への市民の関心を高める。 ・オープンガーデンや花いっぱい運動等の現在行われている活動の継続と拡大を図るために、各活動の紹介やより参加しやすい仕組みの検討を行う。 ③緑に関する団体等の情報提供 ・市内外の緑に関する団体等の情報提供を進める。 ・ＨＰ等を通じ、情報交換等の場を提供する。	
	71	（２）市民参加の促進 ①公園ワークショップの開催 ・整備する公園については、できる限り地域の人たちと協働による公園づくりを行い、特色ある身近な公園としての利用を促す。	
	72	③公園等愛護会及びアダプトプログラムの継続及び拡大 ・公園等愛護会及びアダプトプログラム（市民や事業者が公共の場所の里親になり、ボランティアで環境美化活動に取り組む制度。）の継続を促し、また広報等により公園等愛護会及びアダプトプログラムの紹介を図る。 ④大学、小中学校、ＮＰＯ等との連携 ・市内の大学や小中学校、ＮＰＯ等との連携を進め、教材園や自然学習林等の活動を促す。 ・緑に係わる活動団体同士の連携を図り、情報交換や協働作業等により緑に係わる活動の活性化を図る。 ・地域資源の発掘や地域学習の普及・拡大により、身近な自然環境や地域資源等の市民の関心を高めるよう努める。 ・校庭の芝生による緑化を検討し、また学校教育の中で緑に関する環境学習や、緑のカーテン等の推進等により、緑を育む情操教育を進める。	
	73	（３）啓発活動の推進 ①緑に関する市民講座の継続及び拡大 ・緑に関する市民講座の継続及び拡大を進める。 ・環境学習や、地域の緑資源の発掘等、身近な自然環境や地域資源等への関心を高め、愛着心の醸成が図られるように努める。 ・市内外の緑に関するイベントや講座等の情報を、広報やホームページ等を通じて市民にわかりやすく情報提供する。 ・北高上緑地で行われている里山保全実践講座を他の里山で展開し、身近な里山活動のきっかけづくりを検討する。 ②緑に関する表彰制度の検討（地域、個人） ・個人や地域での取り組み等による庭やまちかど花壇のコンクール等を開催し、市民の緑や花に対する関心を高め、表彰制度を設けるよう検討する。	

			③緑化イベントの開催 ・市民が関心を持って、また楽しみながら緑に関する学習や緑化、保全を体験できるイベントの開催に努める。 ・緑化月間の設定や、緑化イベント、エコツアー、アジサイ祭り等の開催等により、市民の緑や花に関する関心や親しみを醸成するよう努める。	
59	（１）－２ 自然景勝ゾーンの森林 ・緑の支援を受けて、まとまった緑の活用や創出を促進する。 ・市民、緑の所有者、管理者、行政などが協働して、植生や地域特性などに合わせた適切な緑の活用を行う。 ・質の高い緑の創出を図るために、緑の活用を図る。 ・緑の恩恵を受けている者全てが“緑の保全”、“緑の活用”、“緑の創出”に参加する意識を持ち、行動していく。 ・後世まで良質な緑を残していくために、緑の恩恵を受けている者全てが緑の担い手であるという意識を持ち、自分ができることは何があるかを考え、行動に移していく。	62	【緑を受け継ぐ】 （１）緑の保全 ①まとまった樹林地の保全と環境重視型活用 ・東部丘陵や御嶽山周辺のまとまった樹林地は保全を図る。ただし、市民への関心や愛着心の醸成を育むために、環境重視型活用として散策路や休憩所等の整備を図る。 ・岩崎城址公園の緑の維持・保全に努める。 ・御嶽山周辺の豊かな自然環境の維持・保全に努める。 ⑦都市緑地法等による緑の施策の展開 ・天白川、岩崎川、三本木川は本市の代表的な川であり、良好な自然が残されており、この良好な自然を保全するために、「都市緑地法」による保全配慮地区の位置付けを検討する。 ・東部丘陵や御嶽山、社寺林等多様な動植物が生息し、また景観面、防災面等から特に重要であると考えられる区域については「都市緑地法」等の活用により、保全を図る。	
		64		
		65	（３）緑の景観の保全 ①自然環境の保全 ・東部の丘陵地や御嶽山等のまとまりのある樹林地は豊かな自然景観を有しており、将来にわたり引き継ぐべき景観として保全を図る。	
60	（１）－３ 自然景勝ゾーン以外の森林 ・市民、緑の所有者、管理者、行政などが協働して、植生や地域特性などに合わせた適切な緑の活用を行う。 ・緑の質を高めながら景観に配慮した緑づくりを進める。 ・土地利用転換があった場合は、できるだけ緑を残し創出するようにする。 ・緑の質を維持あるいは高める工夫を行い、緑の創出や活用を進める。 ・まちづくり法人化のための支援による、市民緑地の設置を検討する。	62	【緑を受け継ぐ】 （１）緑の保全 ②里山の保全活用と創出 ・里山的な樹林地や農地等を市民緑地や市民農園、小学生の課外学習の場（学童農園、自然学習林）等として活用する。 ・身近な里山空間を創出し、活用するための体制づくりや交流の場を設ける。 ・市内に残る数少ない棚田状の水田の保全を図る。 ・まとまりのある樹林地と隣接して残る農地については、里山空間としての活用を検討する。 ・北高上緑地は市民との協働作業を進め、それ以外の里山地域では保全活動の展開に努める。 ③市街地内に残された樹林地の保全 ・市街地内に残された樹林地は地域の財産として保全するとともに、地域の憩いの場としての活用を図る。 ・樹林地を環境学習やボランティア活動の場として活用を図る。	

		65	・安全で安心な市街地を形成する緑の拠点として、市街地における「まちの森」づくりを推進する。 （3）緑の景観の保全 ②里山景観の保全 ・本市の河川沿いのまとまりのある農地及び集落、樹林地が形成する里山景観の保全を図る。 ・良好な里山景観の保全を図るために、建物の高さや色等自主的なルールを策定し、それらの支援の検討を行う。	
		66	【緑を修復する】 （1）緑の回復 ②雑木林の里山としての回復 ・美しい里山景観の回復を図るため、樹林地や農地の開発・転用等の抑制に努める。 ・休耕田や荻化した樹林等を活用して、里山活動を推進する。	
60	（1）－4 農地 ・生産緑地を原則維持することで、身近な緑として保全を図る。 ・広がりのある農地の維持を促進することで、農地のある景観の維持を図る。 ・緑の支援を受けながら、休耕田を活用し、緑の質を高める。	63	【緑を受け継ぐ】 （緑の保全） ④生産緑地の保全 ・市街地内に残る農地は、都市環境の改善や都市防災に資する農地であり、また身近に残る貴重な緑であることから、現在指定されている生産緑地地区については、優良な農地として維持保全に努める。 ⑤広がりのある農地の保全 ・洪水調整機能を有する防災上、特に重要な農地における転用・開発は抑制する。 ・地産地消を促進する等、農地保全に向けた農業振興施策を積極的に展開する。 ・一団のまとまった農地内に点在する休耕田は、特に活用が図られるように、担い手育成に向けての積極的支援や、企業参入による農地としての活用を促進する。	
		65	（3）緑の景観の保全 ③田園景観の保全 ・農業用ため池等は動植物の生息地、景勝地として保全するとともに、市民の憩いの場として活用する。 ・まとまりのある田園景観を阻害する休耕田については、コスモス等の景観作物等の栽培により景観保全を図る。	
		66	【緑を修復する】 （1）緑の回復 ①休耕田の活用	

			・休耕田等の活用を図るため、NPOや農家と協働で保全活用のための組織づくりを行う。 ・休耕田を活用した活動を、散歩道沿いや市役所周辺等多くの人目に触れる場で展開し、PR効果の創出を図る。	
61	（１）－５ 水（河川及びため池などの水面を含むそれら周辺の用地） ・河川やため池を活用して、質の高い水空間の創出を図る。 ・水とみどりのネットワークの創出を図り、生物多様性に配慮する。	64	【緑を受け継ぐ】 （２）水辺の保全 ①主要な河川沿岸の緑の保全 ・天白川、岩崎川、三本木川、折戸川等主要な河川沿いの樹林地や農地については保全を図る。 ②河川自然環境の保全 ・市民団体により、ホタルが住める川づくりが行われており、多様な動植物が生息できる多様性のある川づくりを推進する。 ・自然環境に配慮した水辺空間の整備を推進する。 ③ため池の保全と活用 ・ため池の持つ多様な機能（防災面、用水、水源等）を配慮して保全活用を図る。 ・自然環境や景観面で、良好なため池については所有者の協力を得ながら保全し、活用を図り、市民が散策可能な散策路の整備や、見所を記したため池マップの作成、環境学習等により活用を図る。	
		66	（３）緑の景観の保全 ④河川景観の保全 ・主要な河川については、治水機能を維持しつつ河川独自の景観を再生させるために、多自然川づくり等を活用して河川景観の再生を図る。 ・良好な河川景観を有する区域については、河川景観のみならず、あわせて周辺の田園、里山景観の保全を図る。	
		66	【緑を修復する】 （２）水辺の回復 ①河川やため池の自然環境の回復 ・特定外来種の駆除や、外来種の適正なコントロールにより、河川やため池が持つ本来の多様性のある良好な自然環境の再生に努める。	
		70	【緑でつなぐ】 （１）散策路ネットワークの創出 ①水辺と緑空間のネットワーク化による散策路の創出 ・天白川、岩崎川、愛知用水沿い等に散策路や自然とふれあう拠点を要所に確保し、散策路ネットワークの充実を図る。 ・まとまった趣のある集落は、周辺に点在する史跡等と結び付け、散策ルート の充実を図る。	

			・市民との協働により大規模なネットワークだけでなく、身近な地域の中での歩行者ネットワーク網の発見や創出等を検討する。 ②散策路沿いのポケットパーク整備の検討 ・水辺、緑地、公共施設等を有機的につなぎ、歩行者が安全・安心して通行できる散策路ネットワークを整備中である。今後、さらにネットワーク沿いに、小広場（休憩スペース）・小公園を配置することにより、歩いていける身近な公園の充実を図る。	
61	（１）－６ 立木竹地・草地 ・誰もが身近に緑を感じられるようにするために、緑を創出する土地などの所有者の協力を得ながら、荒廃している立木竹地を適切に管理する。	—	—	
62	（１）－７ 公園 ・緑の支援を受けながら、安全性を優先に考えた公園の維持管理を継続する。 ・市民による緑地の創出を支援する。 ・土地区画整理事業等により、身近な緑の創出を図る。 ・緑の支援を受けながら、公園の活用を促進する。 ・緑の支援を受けながら、緑の活用や創出を図る。	67	【緑を増やす】 （１）都市公園等の整備 ①都市公園の整備 ・街区公園、近隣公園、地区公園といった住区基幹公園のうち、充足度の低い地区を優先しながら整備を進める。また、土地区画整理事業等の面的な都市基盤整備においても都市公園の整備を進める。 ・身近な公園を整備する際は、既設の公園の再整備も含めて、計画段階から地域住民との協働により、地域のニーズに合った公園整備を進める。 ・新設する公園は緑豊かな公園となるように努める。また、既設公園の改修時には花や実、野原等、利用者にとって魅力的で、心癒される公園整備となるように努める。 ・プレーリーダーの養成を図り、公園内で木工や伝承遊び等を伝え、魅力ある公園の場づくりを進める。	
62	（１）－８ 公共施設 ・緑の創出を進めるために、公共施設の緑の創出を図る。 ・緑の支援を受けながら、緑の活用を進める。 ・公共施設の緑化及び緑化意識の向上を図る。	67	【緑を増やす】 （１）都市公園等の整備 ②公共施設緑地の整備 ・都市公園を除く公共施設緑地である歩行者専用道路や、市民農園、河川緑地等の整備を検討する。 ・公共公益施設である学校の植栽地は道路環境施設帯の植栽帯等への緑化を検討する。	
		67	（２）公共用地の緑化 ①公共公益施設内の緑化率の向上 ・公共公益施設における緑化を積極的に推進し、他の規範となるよう緑化率の向上を図る。 ・駐車場緑化や、壁面緑化、屋上緑化等新しい緑化技術を取り入れ、対費用効果や省エネルギー効果等を市民や事業者に紹介するよう努める。	
		68	④道路緑化の推進 ・良好な生活環境を創出するための道路緑化を進める。	

		69	・緑化する樹種選定については、安全面や管理面等を考慮し、多層構造（高木、中木、低木の組み合わせ）等についても検討する。 ・道路沿道の周辺住民と協働して、緑化推進を図る。 ⑤市の顔となる駅周辺における緑化事業 ・市役所や駅周辺等、市民が多く集まる場所については積極的な緑化に努める。	
		70	（3）民有地の緑化 ③幹線道路沿道の緑化活動の推進 ・幹線道路沿道の商業施設や事業所等に対して、緑化を促す。 ・歩道のある道路沿道については、特に緑化の推進を促す。	
			【緑でつなぐ】 （2）緑の帯の創出 ①幹線道路の緑化推進による緑の帯の創出 ・幹線道路はできる限り緑化を図り、緑化推進により緑が連続し、带状につながるよう努める。	
63	（1）－9 住宅 ・住宅地での緑化を支援し、身近な緑の創出を図る。 ・緑に係わる活動（市民講座、花いっぱい運動、オープンガーデン等）を支援し、これらの活動を継続させることで緑の創出を図る。	69	【緑を増やす】 （3）民有地の緑化 ①地域や家庭における緑化活動の推進 ・宅地内の個性ある緑化推進をオープンガーデン等の広報により、市民に促す。 ・自宅の庭自慢コンテストや、地域でのまちかど花壇コンクールを開催する等、緑化啓発活動を推進する。 ・花の種や苗の配布事業を検討する。 ・緑化協定地区の指定地域拡大を図る。	
		72	【緑を支える】 （2）市民参加の促進 ②緑に係わる活動（花いっぱい運動、オープンガーデン等）の継続及び拡大 ・緑に係わる活動の継続及び拡大を図り、緑を守り育てる活動のリーダーを育成する。 ・地域で施設を管理している団体や緑の推進団体等を守り育てる活動により、地域の人々の交流を深め、地域が誇れる緑をつくる。 ・オープンガーデンの継続及び拡大を図り、参加者の増加を促す。 ・花いっぱい運動の継続及び拡大を図り、参加者及び植栽区域の拡大を促す。	
63	（1）－10 住宅以外の民間施設 ・社寺林の活用を促進することで、身近な緑の保全を図る。	63	【緑を受け継ぐ】 （1）緑の保全 ⑥社寺林の保全 ・社寺林については地域の財産として保全するとともに、地域の憩いの場として活用を図る。	

		67	・歴史・文化の資源に隣接する樹林は適切に保全し、活用する。 ・社寺林を地域の貴重な緑地資源として位置付け、その保全に努める。 ・地域のシンボルである名木・古木を守り育む。 【緑を増やす】 （1）都市公園等の整備 ③民間施設緑地の整備 ・市民緑地や公開空地等の民間施設緑地の整備を積極的に促す。 ・まとまりのある社寺林については、都市緑地法による法制度を活用して、法的な担保が得られるように努める。	
--	--	----	---	--